

横手市議会 平成24年第8回 12月定例会提出案件

| 区分 | 議案等の名称 | 概要説明 |
|---------|--|---|
| 同意第2号 | 公平委員会委員の選任について | |
| 報告第37号 | 専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分) | 公用車による物損事故の損害賠償 |
| 報告第38号 | 専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分) | 公用車による人身事故の損害賠償 |
| 承認第11号 | 専決処分の承認を求めることについて (平成24年度横手市一般会計補正予算(第7号)) | 12月16日執行の衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査費の補正について緊急対応の必要により、11月19日に専決処分したことの報告及び承認を求めるもの |
| 議案第122号 | 横手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (H25.4.1施行) | 地域主権改革一括法(第一次)の施行に伴う、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定 |
| | | 内容 厚生労働省令に定める基準により制定 |
| 議案第123号 | 横手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (H25.4.1施行) | 地域主権改革一括法(第一次)の施行に伴う、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営、介護予防の支援方法に関する基準を定める条例の制定 |
| | | 内容 厚生労働省令に定める基準により制定 |
| 議案第124号 | 横手市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例 (H25.4.1施行) | 地域主権改革一括法(第一次)の施行に伴い、これまで国が定めていた準用河川の管理施設等の構造の技術的基準について、市が必要な事項を定めるための条例の制定 |
| | | 内容 国の基準準拠を基本とし、横手市では想定し得ないダム、高規格堤防、排水機場、取水塔等については条例化の対象から除外 |

| | | | |
|--------------|--|--|---|
| 議案第125号 | 横手市道路の構造の技術的基準等を定める条例 (H25. 4. 1施行) | 地域主権改革一括法（第一次及び第二次）の施行に伴い、市道の構造の技術的基準等を定めるための条例の制定 | |
| | | 定める基準等 | ・市道の構造の技術的基準 ・市道に設ける道路標識の寸法 ・移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準 |
| | | 考え方 | 道路の連続性という特性を考慮し、原則として国の参酌基準どおりとする。また、具体的な基準は規則で規定する。ただし、路面電車関連など本市に該当しない項目については規定しない。 |
| | | 独自規定 | 案内標識のローマ字表示の文字の大きさについて、国の基準では通常文字の1/2と規定されているが、視認性の確保・向上に向け、文字を拡大できる旨を規則で規定する。 |
| 議案第126号 | 横手市営住宅及び共同施設整備基準条例 (H25. 4. 1施行) | 地域主権改革一括法（第一次）の施行に伴い、市営住宅及び共同施設を整備する際の基準を定めるための条例の制定 | |
| | | 参酌した基準 | 公営住宅等整備基準（平成10年建設省令第8号） |
| | | 構成 | 第18条までの条例とし、細かな基準については規則に委任する。 |
| 内容 | 市営住宅及び共同施設を整備するために必要な敷地の基準や住宅の基準などを定める。 | | |
| 議案第127号 | 横手市屋外広告物条例 (H25. 4. 1施行) | 屋外広告物法及び横手市景観計画の規定に基づき、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置並びにこれらの維持について、必要な規制又は誘導を行うための条例の制定 【新旧対照表1】 | |
| | | 禁止地域 | 都市計画法の規定により定められた第1種・第2種低層住居専用地域、風致地区、伝統的建造物群保存地区、景観重点地区など |
| | | 禁止物件 | 橋りょう、トンネル、石垣、擁壁、街路樹、信号機、道路標識、カーブミラー、ガードレール、消火栓、郵便ポストなど |
| 許可地域における市長許可 | 自家広告物等の適用除外物件を除き、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 | | |

| | | |
|---------|--|--|
| | | <p>広告物協定地区 相当規模の一団の土地所有者等は、当該区域の広告物等に関する協定を締結し、市長の認定を受けることができる。</p> |
| | | <p>違反に対する措置 【県からの権限移譲】 ・違反広告物等の簡易除却 ・除却した広告物等の保管など</p> |
| 議案第128号 | <p>横手市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例 (H25. 4. 1施行)</p> | <p>地域主権改革一括法（第二次）の施行に伴い、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準等必要な事項を定めるための条例の制定</p> |
| | | <p>目的 これまで法(政省令)で規定されていた次の3項目について新たに条例で定める。 ①布設工事監督者配置対象工事 ②布設工事監督者の資格基準 ③水道技術管理者の資格基準</p> |
| | | <p>内容 原則、現在の政省令と同様の基準等を規定するが、下記(※)を市独自に追加</p> |
| | | <p>(※) 土木施工管理技士の資格を有する者であって3年(1級)又は5年(2級)以上水道に関する技術上の実務に従事した者</p> |
| 議案第129号 | <p>横手市金沢中野財産区管理条例 (H25. 2. 1施行)</p> | <p>金沢中野財産区について、現行の議会制を廃止し、管理会制に移行するために必要な事項を定めるための条例の制定</p> |
| | | <p>目的 金沢中野財産区の所有する財産又は公の施設の管理及び処分等について、横手市金沢中野財産区管理会を設置し、その組織、運営について必要な事項を規定する。</p> |
| | | <p>主な内容 定数6名 任期4年 報酬：会長25,000円 委員20,000円</p> |
| | | <p>横手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正</p> <p>横手市特別会計条例の一部改正</p> <p>横手市財産区等財政調整基金条例の一部改正</p> |

| | | | | | | | | | |
|---------|---|---|---|-------|----------|--------|-------|-------|-----------|
| | | その他 | <p>現行の横手市金沢中野財産区議会条例、横手市金沢中野財産区議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、横手市金沢中野財産区特別会計条例、横手市金沢中野財産区財政調整基金条例、横手市金沢中野財産区議会定例会の回数を定める条例については、11月22日の金沢中野財産区議会臨時会に、横手市金沢中野財産区議会条例等を廃止する条例を議案提出し、H25. 2. 1施行予定となっている。</p> | | | | | | |
| 議案第130号 | <p>横手市老人憩の家設置条例の一部を改正する条例</p> <p>(H25. 4. 1施行)</p> | <p>雄物川地域にある老人憩の家（鶴楽苑）を廃止するための条例の一部改正</p> | <p>内容</p> <p>第3条の表から「横手市雄物川町憩の家（鶴楽苑）」の項を削る。</p> | | | | | | |
| 議案第131号 | <p>横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(H25. 4. 1施行)</p> | <p>地域主権改革一括法（第二次）の施行に伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者が有すべき資格を定めるための条例の一部改正</p> | <p>内容</p> <p>技術管理者資格に関する規定を追加する。資格については省令で定めるものと同じ内容とする。</p> | | | | | | |
| 議案第132号 | <p>横手市環境保全条例の一部を改正する条例</p> <p>(H25. 4. 1施行)</p> | <p>横手市山と川のある景観のまちづくり条例の廃止及び横手市景観条例の制定に伴う条例の一部改正。</p> | <p>内容</p> <p>第14条中「横手市山と川のある景観のまちづくり条例」を「横手市景観条例に改める。</p> | | | | | | |
| 議案第133号 | <p>横手市介護保険条例の一部を改正する条例</p> <p>(公布日施行)</p> | <p>介護保険法の一部改正等による条例の一部改正</p> | <p>内容</p> <p>条項、字句の整理と指定地域密着型サービスの施設の定員、事業者を定めるもの</p> | | | | | | |
| 議案第134号 | <p>横手市商店街振興駐車場設置条例の一部を改正する条例</p> <p>(H25. 4. 1施行)</p> | <p>十文字地域にある横手市商店街振興駐車場（十文字駐車場）を廃止するための条例の一部改正</p> | <p>内容</p> <p>第2条の表から「十文字駐車場」の項を削る。</p> | | | | | | |
| 議案第135号 | <p>横手市集落排水施設条例及び横手市集落排水事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(H25. 4. 1施行)</p> | <p>横手市金沢地区に集落排水施設を新たに設置することに伴う条例の一部改正。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の名称等及び金沢分担区、分担金の額を追加するため | <table border="1"> <tr> <td>施設の名称</td> <td>金沢浄化センター</td> </tr> <tr> <td>分担区の名称</td> <td>金沢分担区</td> </tr> <tr> <td>分担金の額</td> <td>162, 000円</td> </tr> </table> | 施設の名称 | 金沢浄化センター | 分担区の名称 | 金沢分担区 | 分担金の額 | 162, 000円 |
| 施設の名称 | 金沢浄化センター | | | | | | | | |
| 分担区の名称 | 金沢分担区 | | | | | | | | |
| 分担金の額 | 162, 000円 | | | | | | | | |

| | | | |
|---------|--|--|--|
| 議案第136号 | 横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例 (H25. 4. 1施行) | 地域主権改革一括法(第一次)の施行に伴い、市営住宅の収入基準を定めるための条例の一部改正 | |
| | | 内容 | 本来階層世帯の収入基準額⇒158,000円(現行どおり) 裁量階層世帯の収入基準額⇒259,000円(県に準拠) 裁量階層世帯の対象範囲⇒現行どおり |
| | | 市営住宅の雪下ろしに係る費用等を徴収するための条例の一部改正 | |
| | | 内容 | 「雪下ろしに要する費用」及び「市長の指定する費用」を追加する。 |
| 議案第137号 | 横手市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例 (H25. 4. 1施行) | 市営住宅の雪下ろしに係る費用等を徴収するための条例の一部改正 | |
| | | 内容 | 「雪下ろしに要する費用」を追加する。 |
| 議案第138号 | 横手市単独住宅条例の一部を改正する条例 (公布日施行) | 災害等の緊急時における市単独住宅の活用を図るための条例の一部改正 | |
| | | 内容 | 「特に市長が認めた場合」を追加することにより、災害等緊急時の活用を図る。 |
| 議案第139号 | 横手市下水道条例等の一部を改正する条例 (H25. 4. 1施行) | 地域主権改革一括法(第二次)の施行に伴い、公共下水道の構造の技術的基準等を定めるための条例の一部改正 | |
| | | 目的 | これまで法(政省令)で規定されていた構造の基準等を条例で定める。 |
| | | 内容 | 原則、現在の政省令と同様の基準等を規定する。 |

| | | | | | |
|---------|---------------------------------|--|--|----------------------|--|
| 議案第140号 | 公の施設の指定管理者の指定について | 施設名 | 横手市十文字町仁井田総合コミュニティセンター | | |
| | | 施設住所 | 横手市十文字町仁井田字朴木306番地 | | |
| | | 指定管理者 | 仁井田自治会 | | |
| | | 指定期間 | 7年 | H25. 4. 1～H32. 3. 31 | |
| 議案第141号 | 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について | 施設名 | 横手市特別養護老人ホームシルバードームいきいきの郷 横手市増田町居宅介護支援事業所 | | |
| | | 指定期間 | 変更前 | H20. 7. 1～H25. 3. 31 | |
| | | | 変更後 | H20. 7. 1～H26. 3. 31 | |
| 議案第142号 | 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について | 施設名 | 特別養護老人ホーム雄水苑 | | |
| | | 指定期間 | 変更前 | H20. 7. 1～H25. 3. 31 | |
| | | | 変更後 | H20. 7. 1～H26. 3. 31 | |
| 議案第143号 | 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について | 施設名 | 特別養護老人ホーム憩寿園 | | |
| | | 指定期間 | 変更前 | H20. 7. 1～H25. 3. 31 | |
| | | | 変更後 | H20. 7. 1～H26. 3. 31 | |
| 議案第144号 | 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について | 施設名 | 特別養護老人ホーム鶴寿苑 | | |
| | | 指定期間 | 変更前 | H20. 7. 1～H25. 3. 31 | |
| | | | 変更後 | H20. 7. 1～H26. 3. 31 | |
| 議案第145号 | 横手市土地開発公社の解散について | 横手市土地開発公社を解散しようとするもの | | | |
| 議案第146号 | 平成24年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について | 市営温泉施設特別会計への繰入額を「176,051千円以内」から「177,755千円以内」に変更する。 | | | |